○法務省告示第百九十号

長野県安曇野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年六月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、安曇野市役所又は長野地方法務局松本支局に照会すること。

平成二十五年五月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県南安曇郡豊科町大字豊科二千百九十八番地　宮沢　厚美

○法務省告示第百九十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

変更前の名称

社団法人日本共済協会

変更後の名称

一般社団法人日本共済協会

変更年月日

平成二十五年四月一日

○文部科学省告示第七十七号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成二十五年度において社会教育主事の講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等並びに受講者の選定の方法を次のように告示する。

平成二十五年五月十七日

文部科学大臣　下村　博文

一　講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
国立大学法人北海道教育大学	平成二十五年七月二十六日～八月十六日	三十名	国立大学法人北海道教育大学学務部教務課　電話〇一一（七七八）〇九四六
国立大学法人弘前大学	平成二十五年七月十六日～八月八日	六十名	国立大学法人弘前大学教育学部　電話〇一七二（三九）三三二五
国立大学法人東北大学	平成二十五年六月十七日～八月九日	百二十名	国立大学法人東北大学教育学部　電話〇二二（七九五）六一〇五
国立大学法人**茨**城大学	平成二十五年七月二十二日～八月二十日	百名	国立大学法人**茨**城大学学務部学務課　電話〇二九（二二八）八四一三
国立大学法人お茶の水女子大学	平成二十五年五月十九日～平成二十六年二月十六日	四十名	国立大学法人お茶の水女子大学教務チーム　電話〇三（五九七八）五一四一
国立大学法人金沢大学	平成二十五年七月二十二日～八月二十三日	五十名	国立大学法人金沢大学地域連携推進センター　電話〇七六（二六四）五二七二
国立大学法人信州大学	平成二十五年七月二十七日～八月十八日	四十名	国立大学法人信州大学教育学部　電話〇二六（二三八）四〇〇三
国立大学法人三重大学	平成二十五年七月二十二日～八月二十二日	四十名	国立大学法人三重大学教育学部　電話〇五九（二三一）九三四五
国立大学法人神戸大学	平成二十五年七月二十二日～八月十日	六十五名	国立大学法人神戸大学企画部社会連携課　電話〇七八（八〇三）五〇二八
国立大学法人広島大学	平成二十五年七月二十九日～八月二十二日	四十名	国立大学法人広島大学大学院教育学研究科　電話〇八二（四二四）六八五九
国立大学法人高知大学	平成二十五年七月二十二日～八月二十二日	三十名	国立大学法人高知大学学務部学務課　電話〇八八（八四四）八四六七
国立大学法人九州大学	平成二十五年七月十九日～八月十日	八十名	国立大学法人九州大学学務部学務企画課　電話〇九二（八〇二）五九七八
国立大学法人熊本大学	平成二十五年七月二十二日～八月二十三日	四十五名	国立大学法人熊本大学マーケティング推進部地域連携ユニット　電話〇九六（三四二）三一二一
国立教育政策研究所	平成二十五年七月二十四日～八月二十八日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課　電話〇三（三八二三）〇二四一
	平成二十六年一月二十二日～二月二十八日	百二十名	

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

○農林水産省告示第千六百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十四年八月二十九日　第百四号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人広島県い業会館　広島県福山市今津町三丁目二番十号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

畳表

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

広島県

(2)　認定を行う事業所の所在地

広島県福山市今津町三丁目二番十号

○農林水産省告示第千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三ケ木字滝原一四七一、一四七二